

予定申告書の送付のお知らせ

1. 予定申告書について

- 貴社の法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の中間申告の期限が近づいてきましたので、予定申告書、納付書および関係書類を送付いたします。（電子申告を行っていただいている場合や電子申告義務化の対象である場合、申告書は送付しておりません。）
- 申告書および納付書には前事業年度の税額を基礎に算出した税額をプリントしておりますので、確認のうえ申告・納付してください。

※ 本県では、前事業年度の法人県民税の課税標準額を基に中間申告の要否を推定し、予定申告に係る関係書類を作成しているため、中間申告義務がない法人様へも送付している場合がありますので、ご了承いただきますようお願いします。

- 申告書にあらかじめプリントされた税額と貴社において算出された税額が異なる場合は、正しい税額をその上部に記入し、申告書を訂正のうえ申告・納付してください。
納付書につきましては、金額の訂正ができかねますのでホームページよりダウンロードしてお使いいただくか、白紙の納付書を当所より再度送付しますのでご連絡ください。

下記の場合等では、税額の訂正が必要となりますので、お手数ですが訂正をお願いします。

- ・ 合併法人で被合併法人分の予定申告額を加算して予定申告を行う必要がある場合（地方税法第72条の26第2項、第53条第1項、地方税法施行令第8条の6第2項）
- ・ 2以上の都道府県に事務所等を有する法人で、事業税について、事務所等の移動等があった場合や、分割基準が前事業年度の数値と著しく異なる場合で、関係都道府県ごとに分割して税額を算出する場合（地方税法第72条の48第2項）

2. 仮決算による中間申告について

- 事業年度開始の日から6か月の期間を1事業年度とみなして仮決算に基づく中間申告を行う場合は、この申告書ではなく、中間申告書（地方税法施行規則第6号様式）により申告してください。
- 仮決算による中間申告は、法人税と同様に、仮決算により算定した税額が予定申告に係る税額を超えないときに限りできるとされておりますのでご注意ください。

ご不明な点やお問い合わせ等がありましたら下記までご連絡ください。

滋賀県西部県税事務所 課税一課

直通電話 077-522-9804